

## ○大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱

### (目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に規定する協議会の性格を有するものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 交通空白地有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 法第5条に掲げる計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 法第5条に掲げる計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 法第5条に掲げる計画に基づく事業の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

### (構成員)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人奈良県バス協会及び一般社団法人奈良県タクシー協会

- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県地域交通政策担当課長
- (9) 郡山土木事務所長
- (10) 郡山警察署長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急の必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるときその他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

- 6 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部交通防犯対策課において処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 前項の監査委員は、会長が委員の中から指名する。
- 3 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(大和郡山市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

大和郡山市地域公共交通会議設置要綱は廃止とする。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。